

(有)トムセカンド

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させる事が出来、社員全員が働きやすい環境を作る事によって、その能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標：小学校 3 学年終了前までの子を養育する労働者は、1 年に 5 日（子が 2 人以上の場合は 10 日）まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるために休暇の取得が可能。

*1 日または時間単位

< 対策 >

- 2023 年 4 月～ 労働者全員に周知する
希望者は、店長へ申し出る

育児休業の法律改正

〈令和 4 年 10 月 1 日施行〉

- ・産後パパ育休（原則として出生後 8 週間以内の子を養育するためにする休業）
- ・育児休業の分割取得

詳しく知りたい方は むらだて事務所まで（0178-47-1892）